平成２２年（フ）第３６８号
福岡市博多区麦野５丁目19番10―102号
債務者　岩下　英司
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７４号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目20番20―108号
債務者　篠原　正太（旧姓間部）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１８号
福岡市中央区清川２丁目６番６―505号
債務者　田中　宏明
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３７号
福岡市東区唐原４丁目２番16号
債務者　川口嘉代子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５３号
福岡市東区舞松原１丁目７番３―201号
債務者　海邊　満朝
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原77番地１岩下ビル202号
債務者　下村　睦美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１２号
福岡市早良区早良７丁目20番14号
債務者　細野とよ子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４３号
福岡市西区下山門団地45番408号
債務者　豊澤満智子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６７号
福岡市南区皿山３丁目11番３―201号
債務者　蔀　　愛美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８７号
福岡市城南区長尾２丁目30番４―116号
債務者　大森　茂雄
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８９号
福岡市東区青葉７丁目20番７号
債務者　高洲　　護
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６０１号
福岡市城南区金山団地29番301号
債務者　山田　智美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３８号
福岡市城南区友丘３丁目10番45号
債務者　楠居　昌雄
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０２号
福岡県春日市昇町６丁目14番地
債務者　沖　　由香
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８１号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町3017番地１
債務者　中間美穂子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
鹿児島県出水市住吉町８番９号
債務者　池崎奈津子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
鹿児島県阿久根市赤瀬川3952番地１　グリーンハイツ８号、前住所鹿児島市清水町14番19号　田尻マンション305号
債務者　松元喜八郎
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
仙台市宮城野区福室３丁目13番３号　伊藤プラザイースタンハイツ107
債務者　齋藤喜美子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係